

各（介護予防）通所介護事業所 管理者 様

船橋市介護保険課長

通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政に、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、（介護予防）通所介護事業所における機能訓練指導員の配置については、指定基準省令（※1）において、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（以下、有資格者という。）である機能訓練指導員を1以上配置することとされており、基準解釈通知（※2）において「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とされています。

権限移譲前の千葉県では、同基準解釈通知「ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」の規定から、生活相談員又は介護職員が機能訓練指導員を兼務し、全営業日配置することにより、同指定基準省令を満たすとの指導を行っておりました。

本市では、介護保険事業所の指定等権限が千葉県から移譲されたことに伴い、指定にあたっては、有資格者の機能訓練指導員を配置するよう指導しておりますが、今般改めて、厚生労働省に機能訓練指導員の配置について趣旨を問い合わせたところ、有資格者の機能訓練指導員の配置が必要と確認できたことから指導内容を見直しました。

つきましては、船橋市内の（介護予防）通所介護事業所は、有資格者の機能訓練指導員の配置が必要となりますので、経過措置期間の平成25年6月30日までに、有資格者の機能訓練指導員の配置をお願いいたします。

なお、詳細は別紙留意事項及びQ&Aを参照下さい。

※1 【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）】

第93条第1項第4号 機能訓練指導員 1以上

同第6項

第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

※2 【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）】

第3-6-1（3）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

別紙

留意事項

指定更新について

平成25年7月1日指定更新分（平成25年5月末受付締切分）以降は、有資格者の機能訓練指導員が配置されていない場合は、指定更新ができません。

機能訓練指導員に関するQ&A

（問1）機能訓練指導員については、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。」とあるが、上記の資格を有していない者が機能訓練を行うことはできないのか。

（答）利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありませんが、上記の資格を有していない者については、指定基準省令上に規定する機能訓練指導員の配置の数に含めることはできません（本市では、今後、申請等においては、上記の有資格者の機能訓練指導員のみを配置し、記載することとなります。）。

（問2）有資格者の機能訓練指導員を配置しない日は、機能訓練を行わなくて良いのか。

（答）指定通所介護は、「日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。（指定基準省令第92条）」とされていることから、上記の有資格者の機能訓練指導員が配置されていない場合であっても、通所介護計画に基づき、機能訓練を行う必要があります。

（問3）機能訓練指導員の配置「1以上」の考え方とはどのようなものか。

（答）機能訓練指導員が、通所介護事業所に1人以上配置されている必要があります。その配置については、常勤・非常勤、専従・兼務を問いませんが、「通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う（指定基準省令第98条）」のに必要な人員の配置を行う必要があります。

（問4）機能訓練指導員の配置について、看護職員が機能訓練指導員を兼務することは可能か。

（答）それぞれの業務に支障が無い範囲であれば、看護職員が機能訓練指導員を兼務することは可能ですが、配置については、それぞれの職種に従事する時間を区分する必要があります。

なお、定員が10人以上である事業所は看護職員を配置することとなっており、個別機能訓練加算（Ⅰ・Ⅱ）を算定している事業所は、有資格者を配置することとなっておりますが、いずれの場合も、職種と時間を明確に区分した上で、配置し従事する必要があります。

（問5）経過措置期間（平成25年6月30日）までに、有資格者の機能訓練指導員を配置できない場合、処分等はあるか。

（答）機能訓練指導員の配置がない場合は、指定基準省令の人員基準を満たしていない状態となりますので、配置がない場合は勧告、命令、取消等が考えられます。

事務連絡
平成24年12月27日

各（介護予防）通所介護事業所 管理者 様

船橋市介護保険課長

通所介護事業所における機能訓練指導員の配置状況について（依頼）

船介第2097号「通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）」のとおり、機能訓練指導員の配置について、指導内容の見直しを行いました。

つきましては、貴事業所の機能訓練指導員の配置状況について確認をさせていただくため、下記の「機能訓練指導員配置状況調査票」に配置状況をご記入の上、平成25年1月7日（月）までにFAXにてご回答いただきますようお願いいたします。

FAX送信先（介護保険課指定班）： 047-436-2794

「機能訓練指導員配置状況調査票」

基本情報

事業者(法人)名	
事業所名	
事業所番号	
担当者	
電話・FAX番号	
E-MAILアドレス	

Q 現在、有資格者の機能訓練指導員を配置していますか。
(該当するいずれかの番号に「○」)

- 1 既に配置している。
- 2 経過措置期間（平成25年6月30日）までに配置する。

※ 回答には、本用紙をご使用ください。

※ 回答の内容は公表しません。